

28川こ保第621号
平成28年8月3日

各地域型保育事業者 様

川崎市こども未来局
子育て推進部保育課長

小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業における 保育士配置に係る特例について（通知）

本市の地域型保育事業における保育士の配置基準については、これまで、川崎市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準等に関する条例（以下「条例」という。）並びに川崎市家庭的保育事業等の認可・運営基準に関する取扱要綱（以下「要綱」という。）により、国の省令に基づき定める最低基準と市が上乗せで配置を求める加配基準を定め、運用を行ってきたところです。

この度、多様な保育の担い手確保の観点から、国の省令が改正され、当分の間、保育士の配置要件の緩和がなされ、本市の条例上も同様の改正を行ったことから、質の担保を図りつつ、市の加配保育士分についても整合を図り、次のとおり取扱うこととしたので通知します。

1 該当施設

小規模保育事業A型及び保育所型事業所内保育事業

※小規模保育事業B型及び小規模型事業所内保育事業（A型・B型）については対象外となります。

2 朝夕の時間帯等に係る特例について

今回の条例改正により、条例附則第6項に基づき、朝夕の時間帯等で児童の数が少数であるとき、年齢別配置基準保育士が1人となる場合に、最低2人は配置しなければならない保育士の1人について、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者でもよいものとします。

また、この取扱いは、11時間の開所時間外の時間帯にあっても同様とします。

なお、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、要綱第13条第6項に基づき、保育所等で保育業務に従事した期間が常勤で1年以上ある者、家庭的保育者及び子育て支援員研修のうち地域型保育コースを修了した者としますが、保育所等には、小規模保育事業所、川崎認定保育園など処遇改善等加算の算定対象となる保育施設を含み、常勤で1年以上とは、常勤相当（1日6時間以上かつ月20日以上勤務の場合）で1年以上従事していることを言うものとします。

3 小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者、その他保育補助者の配置に係る特例について

小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、今回の条例改正により、条例附則第7条から第9条までに基づき、看護師又は准看護師と併せて、年齢別配置基準保育士の1／3（端数切捨て）までとして

みなせるものとします。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者の年齢別配置基準保育士への充当は、定員超過分に限るものとします。

また、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭と市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、当分の間の特例として、さらに、市加配保育士に充当することが可能とします。ただし、市長が保育士と同等の知識と経験を有すると認める者は、施設に定員超過が発生しており、超過で職員配置が必要な場合に限る（定員超過が無い場合、市長が認める者は職員配置の算定に含まれないため）ものとします。

（調整第3係 担当）

電話 044-200-3128

E-mail 45hoiku@city.kawasaki.jp